

命 令 書

再審査申立人 全日本造船機械労働組合
再審査申立人 全日本造船機械労働組合笠戸船渠分会

再審査被申立人 笠戸船渠株式会社

主 文

I 本件初審命令主文を次のとおり変更する。

- 1 笠戸船渠株式会社は、本命令書受領後速やかに、縦1メートル横2メートルの白色木板に下記のとおり墨書し、笠戸造船所の正門付近の従業員の見易い場所に7日間これを掲示しなければならない。

記

昭和 年 月 日

全日本造船機械労働組合
中央執行委員長 A 1 殿
全日本造船機械労働組合笠戸船渠分会
執行委員長 A 2 殿

笠戸船渠株式会社
代表取締役社長 B 1

昭和58年4月末から同年6月上旬にかけて当社笠戸造船所の係長、作業長、班長らが貴組合笠戸船渠分会員に対し貴組合笠戸船渠分会からの脱退と笠戸船渠労働組合への加入を慫慂した行為について、当社がこれを黙認、放置し、便宜を与えたことは、労働組合法第7条に該当する不当労働行為であると中央労働委員会によって認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

(注、年月日は、掲示した日を記載すること。)

- 2 その余の救済申立てを棄却する。
- II その余の本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令の認定した事実のうち、その一部を次のように改める以外は、当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。

なお、引用した部分中「申立人」を「再審査申立人」に、「申立時」を「初審申立当時」に、「被申立人」を「再審査被申立人」に、「当委員会」を「山口県地方労働委員会」に読み替えるものとする。

- 1 1の(4)中「笠戸船渠労働組合」を「笠戸船渠労働組合(以下「笠戸労組」という。)」に改める。

2 2の全文を次のように改める。

2 笠戸造船所の組織等

(1) 笠戸造船所の現業部門には、船舶の建造を行う造船部と、船舶の修理を行う修繕部とがある。

このうち造船部は、船殻課、船装課等四つの課を有し、また、修繕部は船修課、機修課等三つの課を有している。

このほか、事務部門としては、総務部、設計部等の組織がある。

なお、労働組合や人事、賃金に関する事項は、総務部労務課が所掌している。

(2) 現業部門の各課には、2ないし4の係があり、各係に係長が置かれている。各係には、原則として作業班があつて作業長が置かれ、更に、作業班は数班に分かれており、班には班長が置かれている。

また、各班の人員は概ね10名ないし20名、係の人員は、造船部船殻課生産設計係等の作業班、班を置かない係を除き、概ね80名ないし160名で構成されている。

なお、係には「スタッフ」と呼ばれる技師が置かれている。

(3) 係長、作業長、班長は、所属長として日常の作業の指揮監督や休暇届出の受理等の勤務時間管理を行うほか、作業長、班長は1次査定者として、係長は2次査定者として、所属従業員の勤務成績の査定を行っている。

また、係長は残業の有無及び人数の決定を、作業長、班長は残業者の割当てを行っている。

(4) 係長、作業長、班長の大部分は、後述の組合分裂以前は、全日本造船機械労働組合笠戸船渠分会（以下「旧分会」という。）に加入していた。

3 3の(1)中「全日本造船機械労働組合笠戸船渠分会（申立人分会と同じ名称のため、以下「旧分会」という。）」を「旧分会」に改める。

4 3の(4)の全文を次のように改める。

(4) 昭和55年4月ごろ、組合員のA3係長（以下「A3」という。）を会長とする「笠戸ドック労組民主化推進会議」（以下「民主化会議」という。）が結成された。

民主化会議は、会社の合理化案に反対してストライキを行った全造船の運動方針や当時の組合執行部を闘争至上主義であるとして批判するグループで、発起人、役員のおおくは係長、班長、スタッフであった。

その後、同年6月25日に開催された旧分会の臨時大会において、組合員の団結によって問題があるとして民主化会議の活動が批判された。

このため、民主化会議は、表だつた活動を休止したが、名称を「みちしお会」と改め、秘密裡に研修会の実施や会報の発行等の活動を続けた。

民主化会議及びその名称を改めたみちしお会の活動には、次のようなものがあつた。

ア 防府国際観光ホテルでの研修会

昭和57年夏ごろ、防府市の国際観光ホテルにおいて、みちしお会の会員ら40名ないし50名を集めて1泊2日の研修会が行われた。

この研修会では、ストライキをする組合では会社は良くなるので同年10月に予定されている組合の役員選挙にみちしお会の会員を送り出したいとする内容の講演が行われ、宴席等で係長が候補者への支持を依頼した。

なお、この研修会の費用については、個人負担はなく参加費は無料であった。

また、参加者の中には、直属の係長から参加を勧誘された者もあった。

イ 社外研修への参加

この研修は、社外の団体が主催し「富士政治大学校」又は「岡山友愛の丘研修」と称されるもので、使用者と対立してストライキを行う労働組合の運動方針を批判する内容のものである。

この研修への参加は、昭和55年ごろから始められ、後述の組合分裂後は笠戸労組の活動として引き継がれているもので、59年7月までの間に18回行われ、参加者は約180名であった。

この研修の参加者識別に用いられた写真は、会社が社員証貼付用に撮影したものと同一であった。

また、この研修会は通常2泊3日で行われ、受講料、交通費等で1人当たり5万円前後の費用を要するが、参加者の個人負担はなく、年次有給休暇取得者には通常の賃金が支払われる以外に更に賃金相当額の金員が支給されていた。(なお、みちしお会の会費は、1人当たり月額200円であった。)

このほか、この研修の修了日には、会社の労務課員が駅に出迎えていたことがあった。

ウ 会報の発行

みちしお会は、昭和58年6月までの間に約22回会報を発行している。

この会報は、みちしお会の会員である労務課員らが執筆し、会社の輪転機を使用して印刷されていた。

エ 組合の役員選挙に関する活動

昭和57年の9月から10月ごろ、同年10月に予定されていた旧分会の役員選挙対策の会合が、数回みちしお会会員のA4（以下「A4」という。）の自宅等で行われた。

この会合では、みちしお会の会員及びその同調者に「◎」「○」印、当時の旧分会執行部及びその支持者とみられる者に「×」「△」印、中立者とみられる者に「□」印を付して分類し、中立者等を勧誘する担当者が決められた。

なお、この分類には、会社で昼食の弁当注文の集計に用いられている「昼食申込用紙」が使用された。

この用紙は、各係、班ごとに個人名が記入されているもので、会社が作成し保管している用紙であった。

5 3の(5)の全文を次のように改める。

(5) 昭和57年10月に、旧分会の役員選挙が行われた。

この選挙では、執行委員長にみちしお会の会長であるA3が選出された（以下同執行委員長を「A3委員長」という。）ほか、副執行委員長、書記長及び執行委員3名中2名がみちしお会の会員で占められた。

なお、これらの者は、係長、班長、スタッフであった。

また、職場委員も、28名中24名がみちしお会の会員によって占められた。

6 3の(6)中「A3執行委員長（以下「A3委員長」という。）を「A3委員長」に改める。

7 3の(10)中「（以下「笠戸労組」という。）」を削る。

8 3の(14)中「会社は、従来、組合より提出された書面は管理職に配布していたことから、この組合員名簿を受け取ると直ちにその写しを部課長ら管理職に配付した。」を、「会社は、この組合員名簿を受け取ると直ちにその写しを部課長ら管理職に配付した。」に改める。

9 4の全文を次のように改める。

4 分会員に対する脱退懲憑

(1) 昭和58年4月26日以降同年5月22日までの間の脱退懲憑

ア 4月30日就業時間中、笠戸労組員である造船部船殻課内業係のA5作業長(以下「A5作業長」という。)は、分会員である同係のA6に対して、内業工場で、全造船の組合に入っていれば良いことにならないという趣旨のことを話し、分会を脱退して笠戸労組へ加入するように勧めた。

イ 5月6日就業時間中の午後2時50分ごろ、笠戸労組の職場委員である造船部船殻課内業係のA7班長は、分会員である同係A8班のA9に対して「お前いいかげんにやめいや、時代の流れがこのようになっているのにお前それが分からんのか。ええことにならんぞ。」と話し、分会を脱退して笠戸労組に加入するように勧めた。

なお、A9は、4月20日ごろから組合の分裂阻止等の活動を行っており、同月26日の分会臨時大会で分会の執行委員になっていた。

ウ 5月20日午前の就業時間中、笠戸労組員である生産技術のA10班長(以下「A10班長」という。)は、分会員である部下のA11、A12、A13、A14(以下「A11ら」という。)に対し、作業ハウスで、全造船にいると職場におれなくなるという趣旨のことを話し、分会を脱退して笠戸労組に加入するように勧めた。

また、A10班長は、笠戸労組への加入に同意したA11らを、同日就業時間終了後笠戸労組の組合事務所に伴った。

(2) 昭和58年5月23日の脱退懲憑

ア 笠戸労組員である修繕部船修課第一船体係のA12班長(以下「A12班長」という。)は、課長の机の上にあった分会の組合員名簿の写しを見て部下のA13(以下「A13」という。)が分会員であることを知った。

その後、就業時間中の午後3時過ぎ、A12班長は、1号ドックで作業中のA13に対して「君は全造船に入ったのか。」と話しかけた。A13は「会社をよく休み欠勤も多いので重機に入れば首になる。全造船に入会したら助けてもらえるから入会した。」と言ったので、A12班長は「そんな理由で全造船を選んだのか。それは君の考え方が間違っている。まして少ない組合に入会してそんなことができるものか。そんな理由で全造船に入会するのであればやめておけ。むしろ多い組合に入会すべきだ。」と話し、分会を脱退して笠戸労組に加入するように勧めた。

イ 残業中の午後6時ごろ、A12班長は、分会員である部下のA14(以下「A14」という。)に対して「お前たちは全造船におるんじやのう。お前たちは馬鹿じやのう。」と言った。

ウ 午後7時ごろ、笠戸労組員である修繕部船修課のA15班長(以下「A15班長」という。)は、分会員である部下のA16(以下「A16」という。)の自宅を訪問した。A16の自宅には、その後、A16の同僚である笠戸労組員のA17(以下「A17」という。)もやってきた。

A15班長は、組合員の多い重機の方が良い旨話して、A17とともに分会を脱退して笠戸労組に加入するように勧めた。

なお、A16は、その数日後に分会を脱退し笠戸労組に加入した。

エ 午後8時ごろ、笠戸労組員である修繕部船修課第一船体系のA18係長（以下「A18係長」という。）は、笠戸労組員である同課第二船体系のA19作業長（以下「A19作業長」という。）及び同課の溶接作業担当のA20スタッフ（以下「A20スタッフ」という。）とともに、笠戸労組への加入を勧めるために、分会員である部下のA21（以下「A21」という。）の自宅を訪問した。

しかし、A21は不在であった。

オ 午後8時すぎ、A18係長は、A20スタッフとともに、分会員である部下のA13の自宅を訪問した。

A18係長は、全造船は共産党である、全造船にいたら子供のためにもならないという趣旨のことを話し、分会を脱退して笠戸労組へ加入するように勧めた。

カ 笠戸労組員である修繕部計画課船体系のA22スタッフ（以下「A22スタッフ」という。）は、分会員である修繕部船修課第一船体系所属のA23（以下「A23」という。）とは自宅が近くで親密な間柄であった。

A22スタッフは、課長の机の上にあった分会の組合員名簿の写しにA23の名前があるのを見てA23が分会員であることを知った。

そこで、A22スタッフは、就業時間後A23の自宅を訪問した。A23は不在であったが、同人の妻がパチンコ店にいたA23を電話で呼び出してくれたので、A22スタッフは分会を脱退して笠戸労組に加入するように勧めた。

キ 午後10時30分ごろ、A18係長は、A19作業長及びA20スタッフとともに、部下のA14の自宅を訪問し、翌日の午前2時ごろまで分会を脱退して笠戸労組へ加入するように説得を続けた。

このとき、A18係長らは、全造船は皆赤だ、今から先は同期の者と賃金の差もはっきり出る、自分の家庭のことも不利益なことが多くなる、子供の学校や就職も良いことはないし結婚のときも問題となるという趣旨のことを話した。

また、A19作業長は、自分がめんどろを見る、配転などは行わせない、一筆書くから重機に戻れという趣旨のことを話した。

(3) 昭和58年5月24日以降の脱退態勢

ア 5月25日午後の就業時間中に、笠戸労組員である造船部船殻課内業係のA24作業長は、分会員である部下のA25に対して、内業工場で、全造船に残っているのはお前だけだ、重機に入った方が自分の為にも良いと思う、考えたほうが良いという趣旨のことを話して、分会を脱退して笠戸労組に加入するように勧めた。

イ 5月27日、A19作業長は、就業時間後、分会員である同課所属のA26（以下「A26」という。）の自宅を訪問した。

A19作業長は、配転や合理化があっても責任を持つ、自分が一筆書いて保証する、重機に戻れという趣旨のことを話して、分会を脱退して笠戸労組に加入するように勧めた。

なお、A26は、その後分会を脱退して笠戸労組に加入した。

ウ 5月30日午後7時ごろ、笠戸労組員である造船部船殻課生産設計係のA27係長（以下「A27係長」という。）は、分会員である部下のA28の自宅を訪問した。

A27係長は、全造船にいれば君のためにも子供のためにもならない、仕事もやりにくくなるという趣旨のことを話し、分会を脱退して笠戸労組へ加入するように勧めた。

エ 5月末ごろの就業時間中に、笠戸労組員である造船部船殻課外業係のA29班長は、分会員である部下のA30、A31、A32（以下「A30ら」という。）に対して、二人一組で共同作業をしているので組合が分かれていては困るという趣旨のことを話し、分会を脱退して笠戸労組に加入するように勧めた。

なお、その後A30らは、分会を脱退して笠戸労組に加入した。

オ 6月7日の昼休み、笠戸労組員である造船部船装課のA33作業長（以下「A33作業長」という。）とA34スタッフは、分会員である同課のA35に対して、分会を脱退して笠戸労組へ加入するように勧めた。

カ 6月11日午後8時過ぎ、A27係長は、下松市内の喫茶店で、高校の後輩である設計部基本設計課所属の分会員A36に対して、分会を脱退して笠戸労組に加入するように勧めた。

(4) 以上の脱退懲憑を行った者は全員みちしお会の会員であった。

また、昭和58年7月以降は、ほぼ脱退懲憑は行われなくなった。

10 8の(3)の表1中、A2の「S58」の欄に「D」を加え、A37の「S56」の欄の「D」を「C」に、A38の「S57」の欄の「C」を「B」に改め、同表2中、A39の「S58」の欄の「E」を「D」に改める。

第2 当委員会の判断

全造船及び分会は、初審命令が、分会員に対する脱退懲憑並びに残業、年次有給休暇への振替え、ソフトボール大会の開催及び勤務成績の査定に係る分会員の取扱いについて、いずれも会社の不当労働行為とは認められないと判断したことを不服として再審査を申し立てているので、以下順次判断する。

1 分会員に対する脱退懲憑について

(1) 全造船及び分会は、①本件脱退懲憑が多数の下級職制により一定の時期に集中的に行われ、かつ、そのほとんどが就業時間中に行われたこと及び②会社が非公然組織であるみちしお会を通じて全造船及び分会を非難し、その弱体化を図る活動を継続して行ってきたことから、これらの脱退懲憑行為は会社の意を体して分会を弱体化させるために組織的に行われたものというべきであり、分会の運営に介入した会社の不当労働行為であると主張する。

他方、会社は、①本件脱退懲憑問題は分会と笠戸労組との間の勢力争いであって、会社は何ら関与していないこと及び②会社が従来から全造船と分会を非難し、その弱体化を図る活動を行ったことはないことから、本件について会社は何ら責任を負うものではないと主張する。

(2) 先ず、本件脱退懲憑に至るまでの労使関係について検討する。

前記第1で引用する初審命令理由第1の3（前記第1の3ないし8で改めた部分を含む。）認定のとおり、昭和55年4月ごろ会社の合理化案に反対した全造船及び旧分会の運動方針を批判するグループによって民主化会議が結成され、会長のA3のほか、その発

起人、役員が多くは係長、班長、スタッフであったが、同年6月25日の旧分会臨時大会において団結にとって問題があると批判された後表だった活動を休止した。しかしながら、民主化会議はその後名称をみちしお会と改め、全造船を支持するグループには秘密裡に、会報の発行、研修会の実施等の活動を続けたこと、会報は昭和58年6月までに約22回発行されたが、その執筆は労務課員らが行い会社の業務用輪転機で印刷されていたことが認められる。また、前記第1の4認定のとおり、昭和57年夏ごろ防府国際観光ホテルで行われた1泊2日の研修会において、同年10月の旧分会役員選挙で当時の執行部を批判するみちしお会の候補者を支持するよう働きかけが行われたこと、昭和55年ごろから継続して行われた社外研修（富士政治大学校又は岡山友愛の丘研修）において全造船の運動方針を非難する趣旨の研修が行われたこと及びこれらの研修会への参加手続、年次有給休暇の取扱い等について会社が便宜を与えていたことが認められる。なお、これらの研修会への参加には通常受講料、交通費等で1人当たり5万円前後の費用を要するが、参加者の個人負担はなく、みちしお会会員が支払う会費は月額200円のみであることからみて、上記研修に要した費用の負担者は確認し難いものの、会社が援助したものと推認される。

更に、前記第1の4認定のとおり昭和57年10月の旧分会役員選挙の直前にはみちしお会会員のA4の自宅等で選挙対策の会合が行われ、その際みちしお会支持者、全造船支持者、中立者等を分類するために会社が作成、保管し「昼食申込用紙」として使用されている個人名記載の用紙が用いられたこと、前記第1の5認定のとおり役員選挙の結果旧分会執行委員長にみちしお会の会長であるA3が選出されたほか役員、職場委員の大半がみちしお会の会員で占められたこと及び前記第1で引用する初審命令理由第1の3の(9)、(10)（前記第1の7で改めた部分を含む。）認定のとおり翌58年4月末旧分会は全造船の方針を支持する分会と重機を支持する笠戸労組に分裂するに至り、分裂後は前記第1の4認定のとおり社外研修は笠戸労組の活動として引き継がれたことが認められる。

以上の経緯を総合して判断すると、会社は、全造船の運動方針とこれを支持するグループ及び分会を嫌悪し、他方全造船の方針を批判するグループ及び笠戸労組の組織拡大を期待してその活動に便宜を与え費用を負担する等その運動を援助しているものといわざるを得ない。

(3) 次に、本件各分会員に対する脱退懲遷について検討する。

前記第1の9認定のとおり各分会員に対し脱退懲遷が行われたが、これを要約すると下表のとおりである。

期 日	時 刻	場 所	懲遷を行った者	分 会 員
昭和58年(以下 同じ) 4月30日	就業時間中	内業工場	船殻課内業係作業長 A 5	同係 A 6
5月6日	同 上 (午後2時50 分ごろ)		船殻課内業係班長 A 7	同係 A 9
5月20日	同 上 (午 前)	作業ハウス	生産技術 班長 A10	同班A11、A12 A13、A14

期 日	時 刻	場 所	逡遷を行った者	分 会 員
5月23日	同 上 (午後3時過ぎ)	1号ドック	船修課第1船体係班長 A12	同班 A13
同 上	残業中 (午後6時ごろ)		同 上	同係 A14
同 上	午後7時ごろ	A16の自宅	船修課班長 A15	同班 A16
同 上	午後8時ごろ	A13の自宅	船修課第1船体係長 A18 船修課スタッフ A20	同係 A13
5月23日	就業時間後	A23の自宅	計画課船体係スタッフ A22	船修課第1船体係 A23
同 上	午後10時30分 ごろ	A14の自宅	船修課第1船体係長 A18 船修課第2船体係 作業長 A19 船修課スタッフ A20	同班 A14
5月25日	就業時間中 (午 後)	内業工場	船殻課内業係作業長 A24	同係 A25
5月27日	就業時間後	A26の自宅	船修課第2船体係作業長 A19	同課 A26
5月30日	午後7時ごろ	A19の自宅	船殻課生産設計係長 A27	同係 A28
5月末ごろ	就業時間中		船殻課外業係班長 A29	同班 A30、 A31、A32
6月7日	昼 休 み		船装課作業長 A33 船装課スタッフ A34	同課 A35
6月11日	午後8時過ぎ	下松市内の 喫 茶 店	船殻課生産設計係長 A27	基本設計課 A36

次に、前記第1の2認定のとおり、笠戸造船所の現業部門においては、係長のもとに80名ないし160名が配置され、各係には作業長のもとに数班で構成される作業班が置かれ、更に作業班を構成する各班には班長のもとに10名ないし20名が配置されていること及び係にはスタッフと呼ばれる技師が配置されていることが認められる。また、上記認定のとおり、係長、作業長及び班長は、それぞれ所属長として部下の作業について指揮監督

を行うほか、残業者の割当て、休暇届出の受理等の勤務時間管理を行っていること及び勤務成績の査定について作業長、班長は1次査定者、係長は2次査定者として部下の成績査定を行っていることが認められる。

ところで、本件脱退懲憑を行った係長、作業長、班長及びスタッフらは、その職務権限からみて労働組合法第2条但し書第1号に該当するいわゆる使用者の利益を代表する者とはいえないのであるから、これらの者の行為をもって直ちに会社の行為とすることはできない。

しかしながら、上記認定のとおり、上記係長、作業長、班長らは一般従業員の指揮監督、成績査定等につき権限を有していること、脱退懲憑のほとんどが直属の部下に対して行われ、その中には係長、作業長、スタッフの3名が部下1名に対して行う等複数の上司による事例が含まれていること、脱退懲憑のうち約半数は就業時間中に工場内で行われていること、脱退懲憑のうち多くが分会の組合員名簿が会社に手交された昭和58年5月23日の午後から深夜の間に集中していること、しかも行為者全員がみちしお会の会員であり会社が分会を嫌悪し笠戸労組に好意的であることを熟知していることを併せ考えると、上記の各脱退懲憑は、単なる組合間の勢力争いから生じた行為とみるよりは、係長、作業長、班長らが会社の意を体して、その職務上の地位を利用して組織的に行ったものとみるのが相当である。

また、前記第1で引用する初審命令理由第1の3の(14)（前記第1の8で改めた部分を含む。）及び前記第1の9認定のとおり、昭和58年5月23日午後2時前に分会が会社に対して組合費の天引きを要求する書面と組合員名簿を提出したところ、会社は直ちに分会組合員名簿の写しを部課長ら管理職に配布した。そして、その名簿により分会員の氏名を知ったA12班長らが同日午後3時過ぎから一連の脱退懲憑を行っていることが認められる。

前記第1で引用する初審命令理由第1の3の(7)認定のとおり、会社は、同年4月19日各管理職に対し組合内部の問題に口出ししないよう一応の指示はしておきながら、組合が分裂して勢力争いをしている緊張状況において課長らに不用意にも分会組合員名簿を配布し、その結果として上記一連の脱退懲憑が行われていること、また、就業時間中に工場内で係長、作業長、班長らが部下に対して脱退懲憑を行っているのにこれを制止するための具体的な措置を講じていないことを併せ考えると、結局、会社は、上記係長らの分会員に対する脱退懲憑を黙認、放置し、これに便宜を与えたといわざるを得ない。

(4) 以上を総合して判断すると、全造船の運動方針を嫌悪して民主化会議ないしみちしお会の活動に便宜を与えてきた会社は、組合分裂後は笠戸労組の組織拡大を期待して、昭和58年4月30日から6月11日までの間に係長、作業長、班長らが会社の意を体して分会員に対し行った分会からの脱退懲憑行為を黙認、放置し、かつ、これに便宜を与えたものであるといわざるを得ない。したがって、かかる会社の行為は、分会の弱体化を企図し、その運営に支配介入するものであり、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であるといわざるを得ない。

よって、これに反する初審判断は失当であり、取消しを免れない。

なお、本件不当労働行為の救済に関し、全造船及び分会は、会社に対し脱退懲憑行為の差止めを命ずること等を求めているが、上記の期間以降脱退懲憑はほぼ行われていな

いこと等にかんがみ、主文第Ⅰ項の１のとおり命ずることをもって足りると思料する。

2 A40、A41の残業について

全造船及び分会は、会社がA40及びA41に対して昭和58年5月17日から同年8月11日までの間残業を行わせなかったことは、この両名が分会員であることを理由とする不利益取扱いであると主張する。

しかしながら、前記第1で引用する初審命令理由第1の5認定のとおり、上記両名の属する新造船部門ではほとんど残業はなく修繕船部門の応援工事のある場合のみ残業が行われていたこと、両名は教育訓練の区切りが丁度良かったため新造船工事に配置されたこと及び仕事の繁忙により2か月程度残業のなかったことは従来からあったことが認められ、この両名が分会員であることの故をもって残業について不利益に取り扱われたと認めるに足る疎明はない。

よって、当委員会の判断は、初審命令理由第2の2の判断部分と同一であるので、これを引用する。

3 年次有給休暇への振替えについて

全造船及び分会は、会社がA42の昭和58年5月26日の欠勤を年次有給休暇に振り替えることについて欠勤の連絡を確認するまで認めなかったこと及びA35の同年5月30日の欠勤を無届欠勤であるとして振替えを認めなかったことは、この両名が分会員であることを理由とする不利益取扱いであると主張する。

しかしながら、前記第1で引用する初審命令理由第1の6認定のとおり、会社の就業規則には欠勤は願い出により年次有給休暇に振り替えることができる旨の規定があるが、この規定は従来から届出欠勤の場合にのみ適用されており、無届欠勤について振替えを行う慣行はなかったこと、上記A42については欠勤日の2日後に届出が確認され振替えが行われたこと及び上記A35については無届であったため振替えが行われなかったことが認められ、この両名が分会員であること故をもって年次有給休暇への振替えについて不利益に取り扱われたと認めるに足る疎明はない。

よって、当委員会の判断は、初審命令理由第2の3の判断部分と同一であるので、これを引用する。

4 ソフトボール大会の開催について

全造船及び分会は、会社が船殻課所属のA35らに会社主催の行事であるソフトボール大会の開催日を知らせず、これに参加させないようにしたことは、これらの者が分会員であることを理由とする不利益取扱いであると主張する。

しかしながら、前記第1で引用する初審命令理由第1の7認定のとおり、このソフトボール大会は課員の親睦のための自主的なレクリエーション活動として運営されていること、上記主張に係る昭和58年7月9日に開催が予定されていた大会については、同年6月から、その開催通知が掲示板に張り出されていたこと及び7月9日は雨天のためソフトボール大会は延期され、改めて開催された同年11月7日の大会にはA35らも参加したことが認められ、会社がA35らが分会員であることの故をもってソフトボール大会への参加について不利益に取り扱ったと認めるに足る疎明はない。

よって、当委員会の判断は、初審命令理由第2の4の判断部分と同一であるので、これを引用する。

5 勤務成績の査定について

全造船及び分会は、当審において、会社が昭和58年5月20日の昇給に関し実施した勤務成績の査定において分会員を他の従業員と比較して低く評価して低ランクに査定したことは、分会員であることを理由とする不利益取扱いであり、会社に対し分会員の昭和58年の勤務成績を再査定し是正により生ずる差額を支払うことを命ずるよう主張する。

しかしながら、前記第1で引用する初審命令理由第1の8（前記第1の10で改めた部分を含む。）認定のとおり、従業員の勤務成績の査定は、前年の4月から当年の3月までの1年を対象として、班長と作業長が1次査定、係長が2次査定、課長が3次査定を行ってAないしEの5ランクに格付けするものであること、昭和58年の査定では、同年4月始めに査定用紙が配布され、4月20日ごろに労務課で集約して4月末には全社的な調整が終わり、昇給辞令は同年5月10日ごろ作成され5月20日に従業員に交付されたこと、分会員54名のランク付けを前年と比較すると、ランク付けが1ランク下がった者が9名、1ランク上った者が2名いるほかは前年と同ランクに格付けされていること及び前記第1で引用する初審命令理由第1の3の(13)、(14)（前記第1の8で改めた部分を含む。）認定のとおり、会社に分会員の氏名が通知されたのは同年5月19日ないし5月23日であったことが認められ、会社が分会員らの勤務成績の査定について分会員であることを理由に他の従業員と比較して低く評価したと認めるに足る疎明はない。

よって、当委員会の判断は、初審命令理由第2の5の判断部分と同一であるので、これを引用する。

以上のとおり、初審命令主文を主文のとおり変更するほかは、本件再審査申立てにはいづれも理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和62年12月16日

中央労働委員会
会長 石川 吉右衛門